

# 公 示

九州運輸局長

令和5年5月17日

道路運送法施行規則第55条及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則第11条の2の規定により、下記のとおり事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第11条の3に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和5年5月29日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第4号

## 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請及び公定幅運賃の変更要請

	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
5-20 ~51	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	

